



埼玉県報

第 2759 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 22 日
火曜日

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蕨都市計画道路の変更（都市計画課）
- 寄居都市計画道路の変更（都市計画課）
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 110 番ネットワークシステムの賃貸借に関する落札者等の告示（会計課）
- 通信指令システムの賃貸借に関する落札者等の告示（会計課）
- 県道深谷嵐山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「において変更があつた場合」の下に「若しくは個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）に変更があつた場合」を加える。

第十三条及び第十五条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
別表第二の備考3(1)中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

様式第一号の二（表面）中「氏名（自署又は記名押印）」

「氏名（自署又は記名押印）」を「個人番号（自署又は記名押印）」に改め、同様式（裏面）中

世帯員氏名	受診者の続柄	生年月日	小児慢性又は指定難病受給者であるもの	左記受給者番号
	受診者	年月日	<input type="checkbox"/> 指定難病 <input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	
		年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性指定難病	

世帯員氏名 個人番号		居住地	受診者の続柄	生年月日	小児慢性又は指定難病受給者であるもの	左記受給者番号
			受診者	年月日	<input type="checkbox"/> 指定難病	

の号

					年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
					年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
					年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
					年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	
					年月日	<input type="checkbox"/> 小児慢性 <input type="checkbox"/> 指定難病	

を

の
記
給
者
号

に改める。

様式第一号の三中「受給者との続柄」を「受診者との続柄」に、「受給者氏名」

を「受診者氏名」に改める。

様式第一号の七を次のように改める。

様式第1号の7（第1条の2関係）

（表面）

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請事項変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 居 住 地 〒
 フ リ ガ ナ
 氏 名（自署又は記名押印） ⑩
 個 人 番 号
 電 話 番 号
 受診者との続柄

児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定により、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に係る事項を次のとおり変更しましたので届け出ます。

公費負担者番号										フリガナ	
受給者番号										受診者氏名	
										個人番号	

		変更前				変更後				
受診者	氏 名					氏 名				
	居 住 地					居 住 地				
	個 人 番 号					個 人 番 号				
	性 別		生年 月日			性 別		生年 月日		
保護者	氏 名 （続柄）					氏 名 （続柄）				
	居 住 地					居 住 地				
	個 人 番 号					個 人 番 号				
	電 話 番 号					電 話 番 号				
保 険	保 険 者 称 名 称					保 険 者 称 名 称				
	記号・番号					記号・番号				
受診を希望する医療機関	名 称					名 称				
	所 在 地					所 在 地				
負担上限額算定のための必要事項										

(裏面)

		変更前		変更後	
1	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
2	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
3	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
4	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
5	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
6	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	
7	氏名			氏名	
	個人番号			個人番号	
	居住地			居住地	
	受診者との続柄			受診者との続柄	
	生年月日			生年月日	

医療費支給認定基準世帯員

「氏 名 (自署又は記名押印)
 電話番号 番号
 受給者との続柄
 様式第一号の十一中

④
 」

受給者		
フリガナ	氏名	居住地
		疾病名

「氏 名 (自署又は記名押印) ④
 個人番号
 電話番号
 受診者との続柄
 」

受診者		
フリガナ	氏名	個人番号
		居住地
		疾病名

	男・女	生年 月日	年 月 日
」			

」

「受給者」 「受診者」
 「受給者の続柄」 「受診者の続柄」
 様式第一号の十二中
 」

本	氏名		男・女	生年 月日	年
---	----	--	-----	----------	---

様式第三号 中

人	居住地		本人との 続柄	職
	氏名	居住地		
扶養義務者				

月日	歳	「あて先」の「宛先」に始まる。			
		氏名	居住地	男・女	生月 年日
		本人 個人番号			
		扶養義務者 個人番号		本人との 続柄	

年月日	歳
職業	

様式第三号（表）を次のように改める。

(表)

世 帯 調 書								
申 請 者 氏 名					本 人 氏 名			
児 童 の 属 す る 世 帯 構 成	(1) 世帯構成員名 個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2) ※階層 区分	(3) ※所得 税額	(4) ※備考
世 帯 外 扶 養 義 務 者	氏名							
	住所							
	個人 番号							
	氏名							
	住所							
	個人 番号							
<p>注意 1 ※欄は、記入しないでください。</p> <p>2 所得税等の関係証明書を必ず添付してください。</p> <p>3 裏面の記載要領を参照してください。</p> <p>4 不明な点は、提出先の保健所に確認してください。</p>								

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第3条関係）

療育給付変更届出書										
公費負担者番号										本人 氏名
公費負担医療 の受給者番号										個人 番号
本人	居住地の変更	変更前						変更後		
	個人番号の変更	変更前						変更後		
扶養 義務者	氏名の変更	変更前						変更後		
	居住地の変更	変更前						変更後		
	個人番号の変更	変更前						変更後		
保険者名の変更		変更前						変更後		
被保険者証の記号 及び番号の変更		変更前						変更後		
変更年月日		年 月 日								
療育の給付について、上記のとおり変更したので届け出ます。										
年 月 日										
届出者住所 氏名（自署又は記名押印）										
(宛先) 埼玉県 保健所長										
届出書 収受年月日										

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

助産施設入所申込書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 福祉事務所長

妊産婦 居住地

氏名（自署又は記名押印） ㊟

児童福祉法第22条第2項の規定により助産施設に入所したいので、次のとおり申し込
みます。

入所を希望する 助産施設名		第一希望						
		第二希望						
出産予定日		年 月 日						
助産の実施を希望する理由								
区分	ふりがな 氏名	住民 登録地	妊産婦 との 続柄	生年 月日	職業	課税の有無		備考
	個人番号					本年度 分市町 村民税	前年分 所得税	
妊産婦の 世帯員			本人			有・無	有・無	
				/	/	有・無	有・無	
				/	/	有・無	有・無	
				/	/	有・無	有・無	
				/	/	有・無	有・無	
妊産婦の 医療保険の 加入状況	加入の有無	有・無		保険の種類				
	被保険者名							
	出産育児一時金等の額							

- 注意1 この入所申込書は、埼玉県 福祉事務所に提出してください。
- 2 「助産の実施を希望する理由」の欄には、保健上入院助産を受けることを必要とする具体的な理由（例えば、生活が苦しく出産費用を捻出できない等）を記入してください。
- 3 「妊産婦の世帯員」の欄には、妊産婦本人を含めて妊産婦と生計を一にしている者を全員記入してください。ただし、個人番号欄については、18歳未満で未就業の者は記入不要です。
- 4 入所者負担額決定のために、妊産婦本人及び世帯員のうち、妊産婦の扶養義務者全員（18歳未満で未就業であれば不要）分の所得税等の関係証明書を添付してください。
なお、扶養義務者とは、配偶者、父母、祖父母、子、養父母、兄弟姉妹その他家庭裁判所で扶養の義務を負うとされた伯叔父母等をいいます。
- 5 備考には、健康状況等助産の実施につき参考となる事項を記入してください。

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 福祉事務所長

保護者 居住地

氏名（自署又は記名押印） ㊟

児童福祉法第23条第2項の規定により母子生活支援施設に入所したいので、次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名				第一希望		
				第二希望		
母子保護の実施を希望する理由						
母子保護の実施を希望する期間				年 月 日から 年 月 日まで		
区分	ふりがな 氏名	住民 登録地	保護者 との 続柄	生年 月日	職業又は就学 の 状況等	備考
	個人番号		本人			
入所を 希望する 保護者 及び 児童						

- 注意1 この入所申込書は、埼玉県 福祉事務所に提出してください。
- 「母子保護の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な理由を記入してください。
 - 母子保護の実施期間については希望に沿えない場合があります。
 - 「入所を希望する保護者及び児童」の欄には、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入してください。
 - 入所者負担額決定のために、入所を希望する保護者とその監護する児童（未就業であれば不要）の所得税等の関係証明書を添付してください。
 - 備考には、健康状況等母子保護の実施につき参考となる事項を記入してください。

様式第二十五号（案）中

申請者	フリガナ 氏名	干	生年月日	
	居住地		続柄	
フリガナ 支給申請に係る 児童氏名			生年月日 続柄	

年 月 日

ハ

電話番号
年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	干	個人 生年 続	
	居住地		個人番号	フリガナ 支給申請に係る 児童氏名

月 日	年 月 日
-----	-------

ハ 「指定医療機関」 ハ 「指定発達支援医療機関」

番号	
月 日	年 月 日
柄	

に改める。

様式第三十九号の二を次のように改める。

様式第39号の2 (第17条関係)

里親名簿

登録番号		児童相談所	
里親			
氏名		氏名	
個人番号		個人番号	
性別		性別	
生年月日		生年月日	
職業		職業	
健康状態		健康状態	
養育里親研修 修了年月日		養育里親研修 修了年月日	
専門里親研修 修了年月日		専門里親研修 修了年月日	
登録 年月日		登録 年月日	
里親の種類	養育・養育(短期)・ 養育(親族)・専門・ 親族・養子縁組	里親の種類	養育・養育(短期)・ 養育(親族)・専門・ 親族・養子縁組
住所			
同居人の状況			
氏名	生年月日	性別	続柄
個人番号			職業等
			健康状態
備考			

備考 「里親の種類」の欄の記載は、次の要領に従ってすること。

- 1 1年以内の期間を定めて要保護児童を養育する者は、「養育(短期)」に○を付けること。
- 2 要保護児童の親族である扶養義務者及びその配偶者は、「親族」に○を付けること。
- 3 要保護児童の扶養義務者以外の親族(上記2に該当する者を除く。)は、「養育(親族)」に○を付けること。

様式第三十九号の三中

申請者	住所		生年月日	性別	職	
	氏名	氏名			続柄	職
申請者の同居人	氏名	生年月日	性別	続柄	職	

業	健康状態
業	健康状態

申請者	住所		生年月日	性別	職	
	氏名	氏名			続柄	職
申請者の同居人	氏名	生年月日	性別	続柄	職	
	氏名	生年月日	性別	続柄	職	
	氏名	生年月日	性別	続柄	職	
	氏名	生年月日	性別	続柄	職	
	氏名	生年月日	性別	続柄	職	

業	健康状態
業	健康状態

に添付する。

「申込者 居住地

様式第三十九号の十五中「あて先」を「宛先」に、

氏 名（自署又は

「申込者 居住地

を 氏 名（自署又は記名押印） に改め、同様式の注意3

記名押印）」 個人番号 「

中「そえない」を「拾えない」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バナナキッズ
- 三 代表者の氏名
鈴木 晶子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字平塚千二百八十一番地一埼玉県立上尾かしの木特別支援学校かしの木会館二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・障がい者が放課後や土日休業、長期休業中に安心できる場所を確保し、豊かな生活づくりを進め、友達とともに活動をすること等、余暇活動の充実を図り、障がい児・障がい者やその家族が充実した日々を送ること
で福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅福祉サービスたすけあい日高

三 代表者の氏名

高橋 都紀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字楡木百九十九番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、健やかに生きがいをもって暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、健やかに生きがいをもって暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与するとともに空き地、空き家の管理を行って、環境の保全を図り災害防止及び防犯の推進に資することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポディック・はじめのいっぽ
- 三 代表者の氏名
阿部 淳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蓮田市大字黒浜千六十六番地六十八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、蓮田市とその周辺において、乳幼児とその保護者に対しては子育て支援、かつ子供の健全育成を図り、高齢者に対しては脳トレーニング等を行うことで痴呆予防や健康増進を図り、生涯において生きがいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字上富字吉拓四百六十番一の一部、四百六十番十の一部及び四百六十一番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
原位置浄化






別図

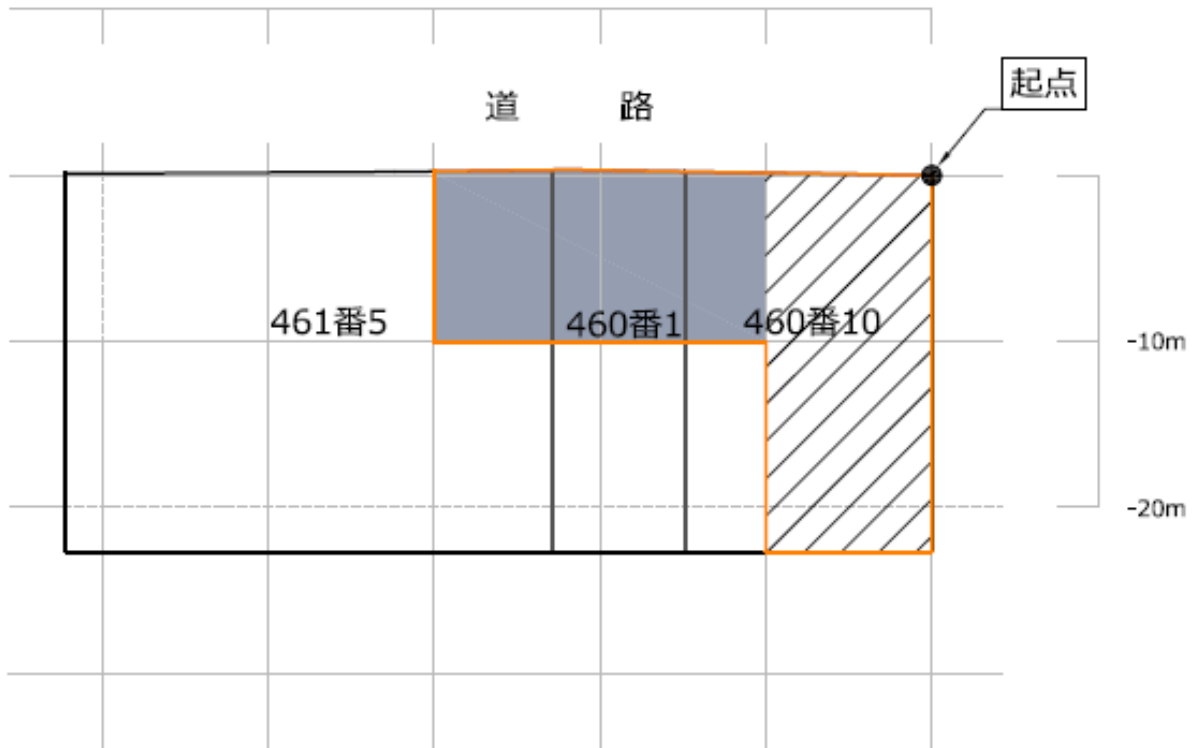
-60m -50m -40m -30m -20m -10m

道 路

起点

【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  指定を解除する区域
-  指定を継続する区域



【起点】
起点は、入間郡三芳町大字上富字吉拓460番10及び同460番9の敷地境界の最北端の境界杭（コンクリート杭）とする。

【格子の回転角度：47度】
起点を通り東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ春日部ユリノキ通り店

埼玉県春日部市豊町四丁目六番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前） マルヤユリノキ店

（変更後） サンドラッグ春日部ユリノキ通り店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルヤ 代表取締役 乾祐哉

（変更後） 株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルヤ 代表取締役 乾祐哉

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地 外未定

（変更後） 株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十七年七月二十四日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ春日部ユリノキ通り店

埼玉県春日部市豊町四丁目六番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千八百二十五平方メートル

（変更後）千三百八十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年八月十日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BENIBANA WALK 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内四十二街区一画地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三五九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六二八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五五五台

ハ 変更年月日

平成二十八年八月十二日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二七五平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

平成二十七年十二月十一日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百三十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一三―二七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字池堤七千百三十五番一 外二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百二十三・二三立方メートル

浸透効果量 ○・〇七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、寄居都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百三十五号

幸手市から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

110番ネットワークシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年11月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

701,971,920円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年9月18日

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
通信指令システムの貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
863,920,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年10月2日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
五番二地先まで 同郡同町大字菅谷字女堀四九	比企郡嵐山町大字菅谷字女堀 五一〇番一地先から	区 間
九・八〇ㄱ 一四・九〇	七・六〇ㄱ 一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二九七・二〇		延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年八月三日

指令川建セ第二六〇〇七四一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月十七日

川建セ第二七〇〇六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字土塩字中道北五百七十六番一、五百七十六番二、
五百七十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字土塩七百七十一番地
贄田 大樹